

第1編 総論

第1章 平成18年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもちろんのこと、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を通じ、国民の毎日の生活において重要な役割を担っている。しかし、近年、内外の諸情勢の変化を受けて、①食料自給率が低下し、カロリーベースで40%と先進国中最低の水準となっている中で、国内農業生産をいかに増大させるか、②豊かな食生活が実現する一方、BSEの発生などを契機に食品の安全性についての関心が高まる中で、消費者のニーズが鮮度や品質、安全・安心等にシフトしていることに対応していくか、③農業者の減少・高齢化や耕作放棄地の増加などによる生産構造の脆弱化が進んでいることに対応し、農地を有効に活用し、持続的・安定的な国内生産をいかに確保するか等が大きな課題となっている。

平成17年3月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、食料自給率の向上に関する施策をはじめ、食の安全及び消費者の信頼の確保、新たな経営安定対策への転換、農村の活性化、品質の高い農産物の輸出の促進など、今後、食料・農業・農村に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策等を明らかにしている。また、施策の計画的な推進を図るため、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成し、その的確な管理と必要に応じた施策内容の見直しを行っているところであり、スピード感を持って改革を推進していくこととしている。

2 講じた施策の重点

新たな基本計画に基づき、食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の振興に関する施策を総合的に展開した。特に、平成17年10月に策定された「経営所得安定対策等大綱」

を踏まえ、担い手の育成・確保や農地の利用集積の加速化、米政策改革の着実な実施に取り組むとともに、農地・農業用水等の資源や農村環境の保全向上施策の構築を図った。また、食の安全及び消費者の信頼の確保、都市と農村の共生・対流の促進を一層進めるとともに、農産物の輸出促進、バイオマスの利活用、革新的技術の開発・普及等を総合的に推進した。

(1) 食料の安定供給の確保

ア 食品表示の信頼の回復

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視・指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境の整備に努めた。また、既存のJAS規格を順次見直すとともに、新しいニーズに対応したJAS規格の制定を進めた。

イ 「食育」の推進

18年3月に策定した「食育推進基本計画」に基づき、関係府省等が連携しながら、家庭、学校、地域等様々な分野において国民運動として食育を推進した。特に、18年6月の「食育月間」では、全国規模の中核的なイベントとして「第1回食育推進全国大会」を開催した。

また、朝食をとるなどの子どもの基本的な生活習慣を育成するため、18年度から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進することとし、全国的な普及・啓発や地域ぐるみで生活リズムを向上させる取組を展開した。

ウ 「食事バランスガイド」と「日本型食生活」の普及・啓発

中食・外食産業や小売業等において「食事バランスガイド」を活用した健全な食生活の普及・啓発を図った。また、民間における「食事バランスガイド」を活用した食育活動を支援した。さらに、ポスター、リーフレット、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、重点地域に集中して「食事バランスガイド」の理解の促進を図った。

また、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の実践を促進するため、モデル地域における多様な取組の支援・実証を行った。また、都市部の児童・生徒等を対象とした体験学習や学校給食における「日本型食生活」の実践を促進し、次世代への普及・定着を図った。

エ 東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）の推進

東アジアの活力を活かし、我が国食品産業の国際競争力の強化を図るとともに、東アジア各国の食品産業の発展に寄与するため、平成18年12月に我が国食品産業の東アジア各国への投資促進等を旨とする「東アジア食品産業活性化戦略基本方針・実行計画」を策定した。

(2) 農業の持続的な発展

ア 経営安定対策の確立

我が国の農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、すべての農業者を対象として品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策を19年度から導入すべく、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」をはじめ関連法律を整備した。また、①生産現場に対する対策の内容や具体的手続方法の周知、②新たな事務の執行に必要な電算処理システムの構築、③執行体制の整備等を行った。

イ 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けた運動を展開した。

具体的には、行政機関及び農業団体が一体となって、品目横断的経営安定対策の内容を現場段階に周知するとともに、対策の対象者要件を満たす担い手の育成・確保に取り組んだ。

ウ 輸出促進対策の強力な推進

輸出相手国における市場動向等海外の貿易情報を収集し、これらの情報や調査結果を広く生産者等へ周知した。また、米、野菜、茶の輸出可能性の調査及び日本食の海外展開のための調査を実施した。

在外公館において、各国のオピニオンリーダー等に日本からの高品質な食材を用いた日本食を提供し、日本食文化の普及を図るとともに、日本産農林水産物・食品の輸出振興を支援することを目的とした「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を海外10か国11か所で開催した。

世界的にブームとなっている日本食の普及を一層推進するため、平成18年3月、海外日本食レストラン推奨有識者会議が、「日本食レストラン推奨計画」の提言を行った。

エ 食料供給コスト縮減に向けた取組の促進

平成18年9月、「21世紀新農政2006」に掲げられた食料供給コストを5年で2割縮減する目標に向けて、「食料供給コスト縮減アクションプラン」を策定した。

オ バイオマス利活用の推進

平成18年11月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について関係府省一体となって取り組むように」との総理の指示を受け、この実現に向け関係府省から成る「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において技術や制度面の課題を整理し、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表を平成19年2月に作成した。

地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウンの構築をバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議等により、関係府省が一体となって着実に進めた。

(3) 農村の振興

ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る地域共同の取組を促進する施策の導入に向け、保全向上活動へのモデル的な支援を通じて施策の実効性を検証するとともに、保全向上手法を確立するための調査等を実施した。また、農業生産活動に伴う環境負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援施策を19年度から資源の保全管理施策と一体的に導入するため、取組効果等の調査・分析の拡充及び交付手続の試行等を実施した。

イ 地域の特徴を活かした多様な取組の推進

個性ある地域づくりの実現を図るため、農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進した。

農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな先駆的取組を全国に発信・奨励することにより、農山漁村の「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組を推進した。

地元企業等による農村の地場資源等を活かした新分野への事業拡大や異業種連携の促進等、多様な主体による地域連携活動を進めるため、NPO法人や団体等の民間主導による地域づくりの取組に対して支援した。

ウ 都市と農村の交流の促進

都市と農山漁村の共生・対流という国民運動の一

環として、グリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむ余暇活動）の提案・普及を図るため、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定や地域資源を活用した交流拠点の整備等について、関係府省が連携しつつ総合的に推進した。また、「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援、優良事例の表彰、都市と農山漁村の共生・対流に取り組みやすい社会環境整備のための社会実験調査等を実施した。

(4) 国際交渉への取組

ア WTO 交渉における取組

平成12年から開始された WTO 農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、食料輸入国と輸出国に対する規律の間でバランスのとれた貿易ルール確立を目指しているところである。

WTO 交渉は、平成16年7月に枠組み合意が成立し、平成17年12月に香港で開催された第6回 WTO 閣僚会議では、すべての形態の輸出補助金を2013年までに撤廃すること、貿易わい曲的国内支持の3階層による定率削減、関税削減の4階層の階層方式等、これまでの議論で取れんのみられた事項が盛り込まれた閣僚宣言が採択され、平成18年4月末までにモダリティを確立し、7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。

平成18年1月以降、4月末までにモダリティを確立すべく精力的に交渉が進められ、我が国としても、主要国の議論の場である G 6 や農業交渉会合等において積極的に議論を行った。しかし、各国の意見の取れんはみられなかったため、モダリティの合意には至らなかった。

その後、ロシア・サンクトペテルブルクで行われた G 8 サミットでの要請を受け、平成18年7月下旬の G 6 閣僚会合において集中的な議論が行われたが、米国の農業補助金の削減、欧州連合(EU)や G10 の農業の市場開放、開発途上国の非農産品・サービスの市場開放等について各国の意見の隔たりが縮まらず、非公式貿易交渉委員会において、WTO 事務局長の判断により、交渉が一時中断されることとなった。

この交渉中断を受け、平成18年8月に我が国は、交渉の早期再開のために全力を尽くし、交渉を再び軌道に乗せ、合意を達成する決意であるとの総理コメントを公表した。

平成18年9月以降、G20やケアンズグループ（豪

州、ニュージーランド等）が閣僚会合を開催するなど、各国が交渉再開に向けた動きを示し、同年11月には、ラミー WTO 事務局長が各交渉議長に対し、それぞれの事情に応じた協議を進めるよう促し、農業交渉については、ファルコナー議長のもと、集中的な議論を行うこととなった。

このようななか、平成19年1月にスイスのダボスにおいて非公式閣僚会合が開催され、我が国から交渉の公式の再開を主張したところ、多くの加盟国から本格交渉の再開を支持する発言がなされ、今後技術的議論を開始すべきことが参加各国の間で確認された。

我が国としては、関係国等に働きかけながら、我が国の主張ができる限り反映され、今次ラウンドが成功裡に終結するよう、戦略的かつ前向きに対応していくこととしている。

イ EPA / FTA への取組

経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) については、経済のグローバル化が進むなか、WTO を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、政府全体として積極的に推進し、農林水産分野においても、万全の交渉を行った。

各国との交渉に当たっては、我が国と相手国における農林水産業や食品産業の共存・共栄が図られることを基本とし、「守るところは守り、攻めるところは攻める」との考え方のもと、戦略的かつ前向きに交渉に臨んだ。

マレーシアとの間では、平成18年7月に協定が発効し、フィリピンとの間では平成18年9月に、チリとの間では平成19年3月に協定に署名した。インドネシアとの間では平成18年11月、ブルネイとの間では同年12月に大筋合意に達した。また、アセアン全体との間では、関税交渉の方式について交渉を行い、2004年11月以降交渉が中断していた韓国との間では、引き続き、韓国側に交渉の再開を働きかけた。ベトナムとの間では平成18年10月、インドとの間では同年12月、豪州との間では平成18年12月の首脳会談において交渉開始に合意した。

(5) その他重要施策

ア 食料自給率向上に向けた計画的な取組

平成17年4月に、政府、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体等の関係者により設立された食料自給率向上協議会において、「平成17年度食料自給率向上に向けた行動計画」の取組を踏まえつつ、平成18年度行動計画を策定し、食料自給率向上に向け、関係者が一体とな

った計画的な取組を推進した。

イ 農業協同組合系統組織の再編整備

全国農業協同組合連合会（全農）を含む農協系統の改革への取組については、業務改善命令に基づき、全農が作成した「改善計画」の進捗状況についての定期的な把握及び指導等を行うなど、経済事業改革を中心とした農協系統の改革を促進した。

また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、農協系統に対する検査を実施した。

ウ 団体間の連携の促進

支援を受ける担い手にとっての利便性向上と支援機関の密接な連携や効率的運営を図る観点から、全国、都道府県、地域の各段階において、農業団体及び地方公共団体等により構成される「担い手育成総合支援協議会」を設置し、担い手育成支援窓口の一元化や共同事務局化等を推進した。また、農業協同組合と森林組合、漁業協同組合との事業の共同実施等を含めた団体間の連携を促進した。

(6) 食料、農業及び農村施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

ア 政府一体となった施策の推進

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策の推進を図り、平成18年4月には「21世紀新農政2006」を策定した。

イ 施策の工程管理と評価

基本計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、基本計画の策定と同時に、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成しており、この工程表に沿って、それぞれの施策の具体化を推進するとともに、進捗管理を適切に行った。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく「農林水産省政策評価基本計画」等に即して、政策評価を引き続き積極的に推進した。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成18年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆1,393億円となった。

また、平成18年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は2,139億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,720億円となっている。

4 税制上の措置

(1) 国 税

1 平成17年度の水田農業構造改革交付金等に係る特例措置が講じられた（個人は当該交付金等を一時所得扱い、法人は当該交付金等で固定資産を取得した場合等は圧縮記帳）。（所得税・法人税）

2 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）の施行に伴い、次の特例措置が講じられた。

ア（独）農業・生物系特定産業技術研究機構、（独）農業工学研究所、（独）食品総合研究所及び（独）農業者大学校を統合することに伴い、（独）農業・食品産業技術総合研究機構に名称変更等に対して資産承継のための登記・登録に対する非課税措置、法人税法別表等の従前の措置を継続。

イ（独）水産総合研究センターと（独）さけ・ます資源管理センターを統合することに伴い、（独）水産総合研究センターに対して資産承継のための登記・登録に対する非課税措置、法人税法別表等の従前の措置を継続。

(2) 地 方 税

農林水産関係補助金の改革に伴い、一定の交付金の交付を受けて取得又は設置する農林漁業者等の共同利用施設に係る課税標準の特例について、従前の措置を継続。

5 農業金融

制度金融については、農林漁業金融公庫融資制度について、経営体育成強化資金の貸付対象者等の追加、農林漁業施設資金の貸付対象者の追加等の改正を行った。また、農業近代化資金制度についても、貸付対象者の追加等の改正を行った。

6 立法措置

第164回国会（通常国会）において、

- ・「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」
- ・「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律」
- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」

等が成立した。

また、第166回国会（通常国会）において、

- ・「独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法

人森林総合研究所法の一部を改正する法律」
等が成立した。

第2節 林 業

1 施策の背景

森林は、「緑の社会資本」として地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養など多面的機能を有し、私たちの生活を守る上で大きな役割を果たしている。特に、京都議定書による温室効果ガスの6%削減約束の達成に向け、1,300万炭素トン程度を森林による二酸化炭素吸収により確保するとしていること、近年、豪雨等による山地災害が相次いで発生していることなどもあり、森林の整備・保全の必要性はますます高まっている。

一方、我が国の人工林資源は、現在利用可能な時期を迎えつつあるが、長期的に国産材需要が減少してきた中で、森林所有者の施業意欲の低下や林業従事者の減少・高齢化が進んでいる。今後も、国産材資源の利用が低位な状況が続く場合には、林業・木材産業の一層の停滞につながり、結果として森林の手入れの遅れを招き、森林の荒廃、公益的機能の低下につながるものが懸念される。このため、国産材利用の拡大を軸として林業・木材産業を再生していくことが不可欠となっている。

また、健全な森林の育成、木材利用の推進が求められる中、林業・木材産業においては、素材生産・流通・加工の低コスト化、品質・性能の確かな製品の安定供給体制の構築、木質バイオマスの利用も含めた木材の総合的な利用の推進が重要な課題である。

平成18年度においては、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう森林・林業基本計画に沿って、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」（農林水産省）の第2ステップにおける施策をはじめとする森林・林業施策を、関連する施策と連携を図りつつ、総合的に展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 地球温暖化の防止等の多面的機能の持続的な発揮に向けた森林の整備と保全

重視すべき機能に応じた多様で健全な森林づくりを進め、併せて森林施業に不可欠な路網整備を計画的に推進した。特に、団地化などの条件整備や間伐材の利用促進を図りつつ、健全な森林の育成に必要な間伐を推進した。

また、森林の現況等に応じた治山施設の設置等や保安林の適切な管理、森林被害に対する防除対策を推進した。

さらに、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るための各種施策を推進するとともに、二酸化炭素吸収量の算定等に必要な基礎データの収集と森林吸収量の算定方法の開発等を推進した。

(2) 都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興

地域の森林資源等を活かした新たなビジネスの創出・運用や森林と居住環境基盤の総合的な整備等、魅力ある山村づくりを支援した。

また、森林環境教育や健康づくり等の森林の多様な利用とそれに応じた森林の整備を推進し、交流・体験の場、機会の創出に努めた。

(3) 林業の持続的かつ健全な発展の確保

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、経営規模の拡大支援、競争力ある木材産地形成のための施設整備等により、意欲ある林家や森林組合等の林業事業体を育成した。

また、「緑の雇用担い手対策事業」等により、林業就業者を確保・育成した。

さらに、山村地域の貴重な収入源である特用林産物について、生産・供給体制の整備とともに、安全性の情報提供等を行い需要の拡大を図った。

(4) 林産物の供給及び利用の確保

施業の集約化、製材工場の大規模化を進め、品質・性能の確かな製品を安定的に供給する生産・流通・加工体制のモデル的な構築を図るとともに、林産物利用の意義に関する国民への情報提供と普及、木質バイオマス等未利用資源の新規需要の開拓、住宅や公共施設等への地域材利用の拡大を促進した。

(5) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林の機能、地球温暖化対策、木質資源の有効利用等に係る試験研究及び花粉症対策に有効な林木新品種の開発等を実施した。

(6) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理運営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んだ。

(7) 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的取組の推進

世界における持続可能な森林経営のための国際協力、地球温暖化問題への対応や適切な木材貿易の推進

に取り組んだ。

3 財政措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の一般会計予算、国有林野事業特別会計予算及び森林保険特別会計予算の確保に努めた（表－1）。

表－1 林業関係の一般会計等の予算額

区 分	18 年 度
林業関係の一般会計予算額	526,459
治山事業の推進	166,967
森林整備事業の推進	207,621
災害復旧等	48,724
保安林等整備管理	521
森林計画	1,080
森林の整備・保全	4,115
林業・木材産業等振興対策	16,251
林業試験研究及び林業普及指導	11,828
森林病虫害等防除	984
林業金融	1,011
国際林業協力	373
森林整備地域活動支援対策	7,404
その他	59,578
国有林野事業特別会計予算額	470,305
森林保険特別会計予算額	5,530

注：1）予算額は補正後のものである。

2）一般会計には内閣府及び国土交通省計上の予算を含む。

3）総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置として、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を実施した。

森林・山村対策としては、①公有林等における間伐等の促進に要する経費、②森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を確保するための経費、③地域材利用のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策及び木材乾燥施設の整備促進等に要する経費、④国が実施する「緑の雇用担い手対策事業」と連携して、林業の担い手確保に必要な実地研修及び新規就業者定着のための福利厚生等への支援、山村への定住促進活動等を行う経費、⑤都道府県の民有林における長伐期・複層林化に要する経費とこれを行う林業公社の経営の安定化に向けた都道府県の利子補給に相当する経費、に対して交付税措置を講じるとともに、⑥ふるさと林道緊急整備事業に

要する経費に対して起債措置及び交付税措置を講じた。

また、市町村等が民有林に対して森林所有者との貸借契約等を取り交わして公的森林整備を実施する場合には、森林所有者に必要な協力を行わせ実施することができるようにするなど運用方法の見直し等を実施した。

国土保全対策としては、①U・Iターン受入れ対策、森林管理対策、後継者対策等国土保全に資する施策を推進するための事業に必要な経費、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費、に対する交付税措置を講じるとともに、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備、第3セクターの設立のための出資等に要する経費の起債措置を講じた。

また、農林水産省所管の国庫補助事業と地方単独事業との連携により、農山漁村地域の総合的な振興を図る農山漁村地域資源活用促進事業を実施した。

4 税制及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

所得税については、山林所得の概算経費控除の特例における控除率を引き上げた。所得税及び法人税についてはエネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加するなどの措置を講じた。不動産取得税については、森林組合等が国の補助金又は交付金の交付を受けて取得した林業者等の共同利用施設に対する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長するなどの措置を講じた。固定資産税については、廃木材破碎・再生処理装置等を取得した場合の課税標準の軽減措置の適用期限を2年延長するなどの措置を講じた。

林業・木材産業改善資金の貸付け等を行う都道府県に対し貸付けに用いる資金の造成に必要な経費を助成したほか、木材産業等高度化推進資金により、木材の生産及び流通を合理化し、木材の供給の円滑化を図るための資金等を低利で融通するなどの措置を講じた。

第3節 水 産 業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、

我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の漁業生産量は、遠洋漁場の国際規制の強まりやマイワシ資源の急速な減少により、昭和59年をピークとして大幅な減少を示した以降も、我が国周辺水域の水産資源が低位水準になっていることもあり、なお減少傾向にある。また、漁業事業者の高齢化が全体として進行しているほか、昨今の貿易自由化の流れの活発化により、我が国水産業をめぐる情勢は、厳しさを増している。

こうした状況に適切に対処し、国民のニーズと社会情勢に即しつつ、水産業・漁村を将来にわたって持続的に発展させていくことは重要な課題である。

我が国には、先人たちの長年の努力により、水産に関する多くの技術や知見が蓄積されている。また、我が国周辺水域は、世界の主要漁場の一つと言われる豊かな漁場である。これらの長年の蓄積と漁場の能力を最大限に活用し、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用の体制を構築することができれば、我が国水産業には大きな発展の可能性がある。

政府は、この可能性の扉を大きく開くとともに、次の世代に引き継ぐことにより、将来にわたって、「水産基本法」(平成13年法律第89号)の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を確かなものとしなければならない。

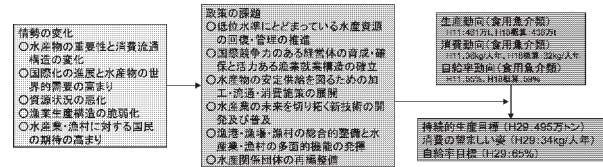
今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進して参る所存である。

2 講じた施策の重点

政府は、国際化の進展や燃油価格の高騰といった我が国水産業をめぐる厳しい現状に適切に対処し、水産基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を実現するため、水産基本法に基づいて策定した水産基本計画に従って、国民の参加と合意を得つつ、①国際化に対応した我が国水産業の構造改革、②水産資源の適切な保存・管理とつくり育てる漁業の推進、③漁港・漁場・漁村の総合的整備等による水産業・漁村の活性化を中心とする水産施策を総合的かつ計画的に推進した。

また、水産基本計画がおおむね5年ごとに見直すこととされていることを踏まえ、平成19年3月に新たな水産基本計画を策定した。(下図参照)

＜新たな水産基本計画の概要＞



(1) 水産物の安定供給の確保に関する施策

第1は、食料である水産物の安定供給の確保である。国民に対し将来にわたって、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、HACCP(危害分析重要管理点)やトレーサビリティシステム(生産流通履歴情報把握システム)の導入等を推進し、水産物の生産から流通・消費に至る一貫した衛生管理の高度化を図った。また、消費者の合理的な選択に資するため、水産物の表示・規格対策の充実を図った。さらに、消費者に対し、水産物の栄養特性や料理方法を周知・普及するなど水産物消費の改善を図るための普及・啓発、「食育」の推進等の施策を推進した。

第2は、排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理である。最大持続生産量を実現できる水準に水産資源を維持又は回復させることを目的として、資源水準に見合った漁獲を実現するための漁獲可能量(TAC)・漁獲努力可能量(TAE)制度の適切な運用を図った。また、都道府県や海上保安庁と協力して監視・取締りを行った。さらに、「資源回復計画」(緊急に資源の回復が必要な魚種について、減船・休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、種苗放流、漁場環境の保全等を総合的に実施することで、資源回復を図るための計画)の作成を積極的に推進するとともに、その円滑な実施を図るため、減船・休漁等を行う漁業者を対象に経営支援策等を合わせて実施した。

第3は、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理である。我が国が国際漁場における漁業生産において重要な地位を占めていることとにかんがみ、責任ある漁業国として、違法・無報告・無規制(IUU)まぐろ漁船の廃絶等に向けた取組等に重点をおいて、地域漁業管理機関による資源管理に協力するとともに、漁業取締船の派遣等により我が国漁船による国際規制の順守を確保した。

第4は水産資源に関する調査及び研究である。我が国周辺水域の水産資源について、TAC・TAE制度の適切な運用、「資源回復計画」の推進等を図る観点から、科学的基礎を提供するための調査・研究を行うとともに、広く国民に対し情報提供を行った。また、国際漁業管理機関等と協力して、マグロ類、鯨類等の国際漁業資源の調査・研究を行った。

第 5 は、水産動植物の増殖及び養殖の推進である。資源評価が行われた魚種・系群のうち半数近くの資源水準が低位にある中、水産資源の積極的増大を図るため、種苗の生産技術の開発、種苗放流の推進、養殖漁場の改善計画の普及や魚病・魚類防疫対策の実施など、水産資源の増養殖の推進を図った。

第 6 は、水産動植物の育成環境の保全及び改善である。水産資源の保護及び水産物の安全性の確保に資するため、水産動植物の生育環境である海洋、河川等において、水質保全対策を実施するとともに、有明海等における赤潮対策、藻場・干潟の保全・創造、漁業者が中心となった森づくりの推進、外来種対策等の施策を総合的に推進した。

第 7 は、排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発である。漁業に関する二国間・多国間の協議、海外漁業協力等を通じて、我が国への漁獲割当等の確保に努めた。また、海洋水産資源の開発及び利用を図るため、新漁場における漁業生産の企業化調査を推進した。

第 8 は、水産業の輸出入に関する措置である。水産資源の適切な保存及び管理、我が国水産業の健全な発展を図る観点から、水産物の輸入割当制度等、輸入に関する措置の適切な運用を図った。また、水産物の円滑な輸出の促進を図り、水産物需給の安定と地域の振興に資する観点から、輸出に関する施策を適切に講じた。

第 9 は、国際協力の推進である。開発途上地域における水産業の振興、国際的な資源の管理と持続的利用の推進等に資するため、開発途上地域への資金協力・技術協力、国際機関へのトラストファンドの拠出等を行った。

(2) 水産業の健全な発展に関する施策

第 1 は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成である。原油価格が高騰している中、燃油流通の効率化、省エネルギーの推進を図った。また、意欲を持って経営改善に取り組む漁業者の経営基盤を強化するため、経営資金等の融通円滑化策等を講じるとともに、漁船のリース事業を推進した。さらに、中核的漁業者協業体による経営改善への取組や共同利用施設の整備を推進した。

第 2 に、漁場の利用の合理化の促進である。「漁業法」に基づく、漁業許可制度、漁業権制度等の適切な運用を図るとともに、漁業生産構造の再編整備を推進するため、漁業者の自主的な減船に対し支援した。また、海面利用における漁業と海洋性レクリエーションの調和の確保を図った。

第 3 は、人材の育成及び確保である。多様な就業ルートを通じ、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を幅広く確保するとともに、漁業者の技術及び経営管理能力の向上を推進した。また、漁業者による救命胴衣の着用の促進、海難防止・救助体制の整備等による漁ろうの安全確保、労働環境の改善等を推進した。さらに、水産に関する教育・研究の一層の推進、漁業体験学習の機会の充実を図った。

第 4 は漁業災害による損失の補てん等である。漁業保険事業、災害金融制度等の適切な運用により、災害による損失の合理的な補てんを図った。また、大型クラゲについて国際的な枠組みの中で調査を行うとともに、出現状況の把握と情報提供等を促進した。さらに、水産物調整保管事業等により水産物の需給・価格安定対策を推進した。

第 5 は水産加工業及び水産流通業の健全な発展である。水産加工・流通業が、漁業と相互に連携しつつ、国民の需要に即した水産物を供給するため、HACCP手法の導入等による衛生・品質管理体制の強化、地域水産加工品のブランド化を図るとともに、産地市場の再編整備、食料産業クラスターの形成等を推進した。このほか、水産加工残さ等のリサイクルを促進し、環境負荷の低減を図った。

第 6 は水産業の基盤の整備である。水産物の生産から加工流通まで一貫した水産物供給システムを構築する観点から、漁港と漁場の一体的・総合的な整備計画制度の下、漁港の整備、藻場・干潟の造成、沿岸漁場の保全等の水産業の基盤整備を推進した。また、基盤整備の推進に当たっては、関連事業の連携や工事コストの縮減、事業評価の充実を図った。このほか、地域の自主性、裁量性を尊重し、省庁横断的な連携の中で、港及び汚水処理施設の整備を推進した。

第 7 は技術の開発及び普及である。国、独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等の関係機関相互間の連携を強化し、「水産研究・技術開発戦略」（平成12年6月策定）の下、資源管理の推進、漁場環境の保全、漁船漁業の構造改革等、水産業の健全な発展に資する技術の開発と実用化に向けた実証試験を効率的かつ効果的に推進した。また、地域の特性や漁業者や現場のニーズに応じた普及事業を推進した。

第 8 は女性の参画の推進である。水産業や農山漁村地域における女性の役割を適性に評価し、女性の水産業経営における経済的地位の向上を図るため、女性の経営や起業活動の高度化に向けた研修を実施した。

第 9 は、高齢者の活動の推進である。高齢者の技術と能力を活かした水産関係活動の促進や高齢者が生き

がいをもってそれらの活動を行える環境整備を推進するとともに、高齢者の福祉の向上を図った。

第10は、漁村の総合的な振興である。地域の特性に応じた水産業の展開、地域資源の活用等を通じて、漁村の経済的基盤の強化を図るとともに、集落排水施設等の生活環境の整備を水産業の基盤整備と一体的に推進した。

第11は、都市と漁村の交流等である。都市と漁村の共生・対流を推進するため、漁村における都市住民の受け入れ態勢の整備や交流活動の促進・定着等を図った。そのほか、遊漁船等海洋性レクリエーションの安全性の確保と適正な漁場利用の啓発や漁船、プレジャーボート、遊漁船の秩序ある漁港利用を図った。

第12は多面的機能に関する施策の充実である。水産業・漁村の有する多面的機能について、定量的な評価を踏まえ、支援方策の検討と国民的理解の促進を図るとともに、多面的機能の適切かつ十分な発揮に向けた施策を推進した。特に、離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮を図るため、創意工夫を活かした取組を行う離島の漁業集落に対する支援を行った。

3 財 政 措 置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

項 目	平成18年度
(一般会計)	
1 国際化に対応した我が国水産業の構造改革	
(1) 大型クラゲの出現・燃油価格高騰に対応した漁業経営の確立	3,055
(2) 国際化に向けたノリ養殖業の体質強化	1,209
(3) 加工流通システムの改革	1,808
2 水産資源の適切な保存・管理とつくり育てる漁業の推進	
(1) 我が国周辺水域等における水産資源管理の強化	10,818
(2) 豊かな海の再生とつくり育てる漁業の推進	1,229
3 漁港・漁場・漁村の総合的整備等による水産業・漁村の活性化	37,564
水産関係一般会計予算総額	272,483
(特別会計)	
漁船再保険及び漁業共済保険	17,280

注：1) 一般会計予算には、内閣府、国土交通省、財務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、項目に対応する主な事業を積み上げており、また、重複するものがある。

3) なお、予算額は補正後予算額である。